

## 入 札 公 告

次のとおり一般競争に付します。

平成25年11月12日

契約責任者  
日本郵政株式会社  
近畿施設センター長 神山 敏幸

### 1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 日本郵便株式会社真和志郵便局ほか60郵便局縦型自立看板劣化調査業務委託
- (2) 業務概要 郵便局に設置されている縦型自立看板の劣化状況の調査を行うもの。
- (3) 仕様等 仕様書のとおり
- (4) 履行期間 契約締結日の翌日から平成26年2月14日まで
- (5) 履行場所 真和志郵便局（沖縄県那覇市繁多川5-17-6）ほか60郵便局  
（詳細は仕様書のとおり）

### 2 競争参加資格

- (1) 次の①、②、③及び④に該当しない者であること。
  - ① 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。  
ただし、制限行為能力者であって契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
  - ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをした者。  
ただし、更生手続又は再生手続の終結を決定したものを除く。
  - ③ 次の一に該当すると認められる者でその事実があった後、2年間を経過していない者。  
これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。  
ア 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。  
イ 公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者。  
ウ 競争の参加を妨げ、又は契約の締結若しくは履行を妨げた者。  
エ 監督又は検査に際し職務の執行を妨げた者。  
オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。  
カ その他、日本郵政株式会社に損害を与えた者。
  - ④ 前各号に掲げる者のほか、反社会的勢力と認められる者。  
なお、反社会的勢力とは、暴力団、国際犯罪組織、国際テロリスト、社会運動標ぼうゴロ等、その他次の各号に掲げる者をいう。  
ア 日本郵政グループ各社が提供するサービスを不正に利用し、又は不正な目的をもって利用する者  
イ 日本郵政グループ各社が提供するサービスの利用を通じて、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者  
ウ その他、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者
- (2) 全省庁統一資格（役務の提供等）を有する者、又は建設業法第27条の29に定める建設工事に係る総合評定値の建築一式又は鋼構造物の通知を受けている単体企業の者であること。  
なお、総合評定値の審査基準日は、入札書受付締切日の1年7か月前までとし、かつ最新のものであること。

(3) 次の要件を満たしていること。

事業所の所在地に関する要件	本店、支店又は営業所とも地域を問わない。
履行実績に関する要件	平成15年度以降に元請けとして、次の(1)及び(2)の履行実績を有していること。 (1) 鋼製の屋外広告塔（鉄筋コンクリート造の基礎を伴った自立型サイン）を設置した実績、又は、取り付け部等の異常、損傷についての調査点検業務の実績を有すること。 ただし、看板の用途は問わない。 (2) 1契約案件で上記(1)の内容を1ヶ月に20施設以上実施した実績を有すること。
管理技術者に関する要件	受託者の管理技術者は、自社社員とし、次のいずれかの有資格者とする。 なお、自社社員については、実質的な派遣形態である場合は、認めない。 (1) 一級建築士又は二級建築士 (2) 一級建築施工管理技士又は二級建築施工管理技士 (3) 屋外広告士

3 担当部署（問合せ先）

区分	担当部署	電話番号	住所
入札担当部署	日本郵政株式会社 近畿施設センター 総務グループ契約担当	TEL 06-6944-5575 FAX 06-6943-1734 *	〒530-8797 大阪府大阪市中央区 北浜東3-9
仕様書、履行実績についての照会先	日本郵政株式会社 近畿施設センター 技術グループ建築担当	TEL 06-6944-5593 FAX 06-6943-1734	日本郵政グループ 大阪ビル 3階

\*【誤送信防止のためFAX番号を確認後、送信してください。】

4 入札日程

本入札は、競争参加資格確認申込書、競争参加資格確認資料（以下、「申込書等」という。）及び入札書の提出を郵送により行う。

手続等	期間・期日・期限	場所
競争参加資格確認申込書等の交付	平成25年11月12日(火)から 平成25年11月25日(月)まで	日本郵政グループホームページ (建設工事関係)よりダウンロード (注2)
仕様書の交付(貸与)	平成25年11月12日(火)から 平成25年11月25日(月)まで	3の担当部署(問合せ先)の 仕様書、履行実績についての照会先
入札書・申込書等受付締め切り	平成25年11月25日(月)までに 郵便局等へ差し出す (同日消印有効)	〒530-8797 大阪府大阪市中央区北浜東3-9 日本郵政グループ大阪ビル3階 日本郵政株式会社 近畿施設センター総務グループ 契約担当あて
開札	平成25年11月29日(金) 午前11時00分から	〒530-8797 大阪府大阪市中央区北浜東3-9 日本郵政グループ大阪ビル3階 日本郵政株式会社 近畿施設センター入札室

(注1) 上記の期間は、土曜日、日曜日、祝日を除く午前10時から午後5時(正午から1時の間を除く。)

(注2) 日本郵政グループホームページ

アドレス <http://www.japanpost.jp/>

日本郵政グループホームページ → 会社情報 → 調達情報 → 建設工事関係 →  
入札公告 → 沖縄エリア / 日本郵政株式会社 / 設計委託関係

## 5 仕様書の交付

仕様書は、前記4に示す期間、場所にて貸与する。貸与された仕様書は、入札終了までに必ず返却すること。

なお、貸与を希望する者は交付場所へ「仕様書等交付申込書」によりFAX送信すること。

## 6 競争参加資格の確認

本入札への参加を希望する者は、前記2に示す競争参加資格を有することを証明するため、申込書等を後記7に示す入札書を入れた中封筒と表封筒の間に入れて提出すること。

なお、提出した申込書等について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

## 7 入札

(1) 前記4に示す期限、場所に、初度(1回目)及び再度(2回目)の2回分の入札書を郵送(一般書留郵便に限る)により提出すること。

なお、入札書を一般書留郵便物で差出した際に受領する「書留・特定記録郵便物受領証(お客様控え)」(余白に入札した件名を記載すること。)の写しを開札日の2日前までに前記3の入札担当部署へFAXにより送信すること。(競争参加確認のため。)

詳細は入札者注意書及び別添「郵便入札の注意事項」による。

(2) 入札の執行回数は、原則として2回を限度とする。

## 8 開札

(1) 前記4に示す期日、場所において希望する入札者又は代理人の立会い(任意)により行う。ただし、入札者又は代理人が立会わない場合は、入札事務に関係のない社員を立会わせて行う。

なお、開札以後に資格審査を行うため最低入札価格者名及び価格のみ公表し、落札宣言は行わない。

(2) 初度入札(1回目)で落札者がいない場合は、直ちに再度入札書(2回目)を開札する。

(3) 初度入札(1回目)で落札した場合における再度入札書(2回目)は、破棄するものとする。

## 9 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 免除

イ 契約保証金 要

(3) 入札の無効

申込書又は資料等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

(4) 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(5) 契約書の作成の要否 要

(6) 支払条件

契約した業務委託が検査に合格した後、適法な支払請求書を受理した日から40日以内に支払う。

(7) 入札書の記載方法

入札書には、総見積金額を記載すること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもつ

て落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望価格の105分の100に相当する金額を記載すること。

## 入札者注意書（一般競争・郵便入札用）

入札者は、別に示した事項のほか、この注意書の定めるところにより行う。

- 第1 入札に参加する者は、別に示した日時までに、仕様書、図面、現場及び契約書案を熟知しておくものとする。
  - 2 入札者は、入札後においては、この注意書に掲げた事項並びに仕様書、図面、現場及び契約書案の不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- 第2 入札者が代理人であるときは、委任状等代理権のあることを証明できる書面を同封して主務の社員の確認を受けなければならない。確認のできない入札書は無効とする。
- 第3 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。
- 第4 入札書は、別添様式により作成してこれを封かんし、その封皮の表面に自己の氏名（法人にあっては、その名称又は商号）を記載し、次に定める方法で郵送（一般書留郵便に限る）しなければならない。
  - (1) 入札書の郵送に当たっては、表封筒及び中封筒の二重封筒とすること。
  - (2) 初度及び再度入札に係る入札書をそれぞれの中封筒に入れ、封かんの上、その中封筒の表面に、初度入札に係る入札書在中の中封筒には「第1回」、再度入札に係る入札書在中の中封筒には「第2回」とそれぞれ回数を記載し、開札日、入札件名、自己の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び連絡先を記載すること。  
別添「郵便入札の注意事項」を参照のこと。
  - (3) 表封筒には、入札書を同封した中封筒及び別に示した書面及び第2の第2項の規定に準じて主務の社員の確認を受けるのに必要な書面を入れ、その表封筒の表面に開札日、入札件名、自己の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、入札書在中の旨の表示及び連絡先を記載すること。
  - 2 第1項及び第2項に規定する方法以外の方法により提出された入札書は受理しない。
  - 3 一の表封筒には三以上の中封筒を同封してはならない。
  - 4 入札書に記載する日付は、入札書作成日又は入札書を郵便局等へ差し出した日とする。
- 第5 入札者は、第4の規定により入札書を郵便局に差し出し、契約責任者が受領した後においては、開札の前後を問わずこれを引き換え、若しくは変更し、又は取り消すことができない。
- 第6 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
  - 2 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
  - 3 入札者は、落札者の決定前に、他の入札者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- 第7 入札の執行中、入札場所において次の各号の一に該当する行為があると認められる者は、入札場外に退去させる。
  - (1) 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとしたとき。
  - (2) 公正な価格を害し又は不正の利益を得るための連合をしたとき。
- 第8 開札は、あらかじめ示した日時及び場所において、希望する入札者又は代理人を立ち

会わせて行う。この場合において、入札者が立ち会わないときは入札事務に関係のない社員を立ち会わせてこれを行う。

第9 次の各号の一に該当する入札書は受理しない。

- (1) 第4に規定する方法以外の方法により提出された入札書
- (2) 入札書を受領する最終日時に遅れて到着した入札書
- (3) 表封筒記載の開札日及び入札件名のいずれかが入札公告に示す開札日及び入札件名と異なる入札書
- (4) 表封筒に開札日、入札件名及び入札者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）のいずれかが記載されていない入札書

第10 次の各号の一に該当する入札書は無効とする。

- (1) 当該入札に係る競争参加資格のない者により提出された入札書
- (2) 中封筒がない入札書
- (3) 中封筒記載の開札日及び入札件名のいずれかが別に示した開札日及び入札件名と一致しない入札書
- (4) 中封筒に入札の回数、開札日、入札件名及び入札者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）のいずれかが記載されていない入札書
- (5) 入札書の申込みに係る価格（以下「入札金額」という。）の記載のない入札書
- (6) 入札書に記載した契約名が別に示したものと相違する入札書
- (7) 入札者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印のない入札書
- (8) 代理人が入札する場合は、入札者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない入札書
- (9) 同一の者により提出された2以上の入札書
- (10) 2以上の入札者の代理人により提出された入札書
- (11) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (12) 入札金額の記載を訂正した入札書で、その訂正について押印のないもの
- (13) 入札者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）の判然としない入札書
- (14) 明らかに連合によると認められる入札書
- (15) その他入札に関する条件に違反した入札書

第10の2 提出された入札書は開札前も含め返却しないこととする。入札参加者が連合し若しくは不穩の行動をなす等の情報があった場合又はそれを疑うに足りる事実を得た場合には、入札書及び工事費内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合がある。

第11 削除

第12 入札は、予定価格の制限の範囲内で最低価格のものを落札とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がされないおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

- 2 契約責任者が、当該契約の内容に適した履行がされないおそれがあるかどうかについて調査を行うときは、当該調査に協力しなければならない。
- 3 第1項の場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじで落札者を決定する。
- 4 前項の場合において、くじを引く者が出席しないか又はくじを引かないときは、入札に関係のない社員にくじを引かせる。
- 5 落札者を決定したときは、入札者に落札者の氏名（法人にあっては名称）、住所及び金額を書面で通知する。
- 6 第1項の場合において、最低価格が予定価格に達していない場合は、直ちに再度の入札に付すことがある。

- 第 13 落札者は、契約責任者から交付された契約書の案に記名押印し、落札決定の日から 7 日以内にこれを契約責任者に提出しなければならない。ただし、契約責任者の承諾を得て、この期間を延長することができる。
- 第 14 落札者が契約書を提出しないときは、落札の決定を取り消す。ただし、契約責任者において、正当な理由があると認め承認を与えたときはこの限りでない。
- 第 15 契約に要する費用は、すべて落札者の負担とする。